

福井県流域環境ネットワーク協議会 河道技術部会
規約（案）

（名称）

第1条 本会は、「福井県流域環境ネットワーク協議会 河道技術部会」（以下、「部会」という。）と称する。

（趣旨）

第2条 この規約は、部会の設置について必要な事項を定める。

（目的）

第3条 部会は、自然再生のシンボルであるコウノトリの定着を目指し、日野川を始めとした九頭竜川流域の河川を対象に、コウノトリ等の水辺の生き物の生息の場の創出に関して、技術的な検討を行い、福井県流域環境ネットワーク協議会（以下、「協議会」という。）の目的推進のための提言を行うことを目的とする。

（検討事項）

第4条 部会は、前条の目的を達成するために、次の内容を検討する。

- 一 湿地創出に資する河川改修のための河道断面の検討
- 二 その他、前条の目的を達成するために必要な検討

（部会）

第5条 部会委員の委嘱は、福井河川国道事務所長および福井県土木部長がこれを行う。

- 2 部会委員は、九頭竜川水系及びコウノトリに関し学識経験などを有する者のうちから、事務局が定める。（別表1）
- 3 部会委員の任期は、委嘱の日から3年とし、再任を妨げないものとする。
- 4 部会委員に欠員が生じた場合は、必要に応じて部会委員の補充を行うものとする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 部会委員からの推薦があり、協議会の委員の2分の1以上の同意が得られた場合には、部会委員となることができる。
- 6 部会には部会長を置くこととし、部会長は部会委員のうちから互選によってこれを定める。
- 7 部会長は会務を総理し、部会を代表する。
- 8 部会長に事故等やむを得ない事情があるときは、部会長が予め指名する委員がその職務を代理する。

(部会の運営)

- 第6条 部会は、部会長が招集し、部会長が議長を務める。
- 2 部会の会議は、部会委員の2分の1以上の出席をもって成立する。
- 3 部会長は、必要に応じ、部会議に部会委員以外の者の出席を要請することができる。

(会議の公開)

- 第7条 部会の会議、会議資料、議事の要旨は、原則として公開とするが、生物の保護又は個人情報の保護上支障のある場合、または、特定の者に不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれがある場合には、その一部又は全部を非公開とすることができる。
- 2 会議資料、議事の要旨については、福井河川国道事務所および福井県のホームページに掲載することにより公開とする。

(事務局)

- 第8条 部会の事務局は、国土交通省近畿地方整備局福井河川国道事務所調査第一課、福井県土木部河川課に置く。
- 2 事務局は、部会の運営にあたり、以下の事務を行う。
- 一 部会に付議すべき事項に関する資料の作成
- 二 部会の運営に関する事務および経理

(規約の改正)

- 第9条 この規約は、部会の構成員の発議により、部会の会議の出席構成員の2分の1以上の合意を得て、改正することができる。

(雑則)

- 第10条 この規約に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮つて定める。

附則

(施行期日)

この規約は、平成27年12月8日から施行する。

別表 1

平成 27 年 12 月 8 日

部会委員名簿

氏 名	専 門	所 属
奥村 充司	水環境学	国立福井工業高等専門学校 環境都市工学科 准教授
萱場 祐一	河川工学	国立研究開発法人土木研究所 自然共生研究センター センター長
佐川 志朗	水域生態学	兵庫県立大学大学院 准教授 兵庫県立コウノトリの郷公園 主任研究員
田原 大輔	魚類生理生態学	福井県立大学 海洋生物資源学部 准教授
福原 輝幸	環境熱・水理学	福井大学大学院 工学研究科 教授
松村 俊幸	鳥類学	福井県自然保護センター 所長
吉岡 俊人	植物学	福井県立大学 生物資源学部 教授

(五十音順、敬称略)